

○本庄市じん芥収集所設置及び管理要綱

平成18年1月10日

告示第113号

改正 平成19年5月1日告示第108号の2

平成20年9月19日告示第234号

平成23年12月9日告示第286号

平成31年3月29日告示第123号

令和4年3月22日告示第95号

令和6年5月16日告示第189号

(目的)

第1条 この要綱は、じん芥収集所（以下「収集所」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(新設、変更等)

第2条 収集所を新設し、変更し、又は廃止しようとするときは、申請者（管理責任者）は、隣接者の了解を得た上、じん芥収集所新設（変更・廃止）申請書（別記様式）により市長に申請し、許可を受けるものとする。

(収集所の設置要件)

第3条 収集所の設置要件は、次によるものとする。

(1) 原則として4トンの収集車が通行可能な道路添いの道路用地以外であること。

(2) 収集作業を行うに当たり、交通上の支障又は危険性がなく、かつ、道路交通法（昭和35年法律第105号）等、関係法令に抵触しない場所であること。

(3) 収集所1か所当たりの利用世帯数（以下「利用世帯数」という。）が、25世帯以上であること。ただし、分譲を目的として形成される一団の土地内に新設するとき、若しくは共同住宅、寄宿舍若しくは下宿の新築に伴い新設するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、利用世帯数は5世帯以上とする。

(4) 一方通行の道路に設置するときは、原則として進行方向に対して左側

に設置すること。

(5) 収集所の面積は、利用世帯数に0.2平方メートルを乗じた面積以上とし、最小面積は5平方メートルとすること。ただし、本庄市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する指導要綱（平成18年本庄市告示第195号）で規定するワンルーム形式集合住宅については2戸で1世帯分として扱うことができる。

(6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）で規定するマンションに収集所を設置する場合は、前号の基準によらず個別に判断を行う。

（事前協議）

第4条 収集所の新設又は変更の許可を受けようとするときは、申請者は、前条の規定による設置要件について、事前に市長と協議しなければならない。

（収集所の維持管理）

第5条 収集所の維持管理は、次によるものとする。

(1) 収集所の維持及び管理については、申請者（管理責任者）をはじめ、当該収集所の利用者が行うものとする。

(2) 収集日時を守るとともに、収集所は常に清潔にし、ごみの飛散防止を図るなど、環境衛生上支障のないように努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前のじん芥収集所設置管理要綱（昭和62年本庄市告示第51号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年5月1日告示第108号の2）

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日告示第234号）

（施行期日）

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則（平成23年12月9日告示第286号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第123号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日告示第95号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年5月16日告示第189号）

この告示は、令和6年6月1日から施行する。